政務活動費連絡会報告書

平成 27 年 3 月 10 日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

はじめに

神奈川県議会においては、地方自治法及び神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、県議会の会派及び議員に対し、政務活動費を交付している。

政務活動費については、議長が定めた「政務活動費の手引き」に従い、これまでも適切に対応してきたところであるが、地方自治法の一部改正により政務調査費から政務活動費に改められ、2年が経つことから、県議会として、そのあり方を改めて検討することが必要であるとの認識に立ち、政務活動費連絡会を設置したところである。

当連絡会は、任期末までの限られた期間の中で、政務活動費の透明性の向上や適正性の確保といった観点を中心に、様々な角度から 4回にわたる検討を重ねたので、その結果について次のとおり提言 する。

平成 27 年 3 月 10 日

神奈川県議会議長 向笠 茂幸 殿

政務活動費連絡会 座長 桐生 秀昭

1 証拠書類等の公開時期について

(1) 現行の取扱い

会派の代表者及び議員から議長に提出された、政務活動費の収入額、支出額、残額等を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)は、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第 16 条に基づき閲覧に供している。

一方、政務活動費の支出に係る領収書その他の証拠書類 (以下「証拠書類等」という。)については、その写しを情報公開制度により公開している。

神奈川県情報公開条例では、公開請求のあった日から 15 日以内に諾否の決定を行わなければならないとされているも のの、請求に係る行政文書が著しく大量であるなど事務処理 上困難な場合は延長できる旨の規定がある。

政務活動費の証拠書類等の写しについては、1年間で全議員の証拠書類等が約5万5千枚にも及び、1年間分の情報公開請求が行われた場合は、諾否決定・公開の実施までには、おおよそ4か月を要する現状にある。

(2) 課題

現在、証拠書類等について、情報公開請求が行われた場合、 請求の対象となった行政文書を特定し、当該行政文書に含ま れる個人情報を非公開とするための作業とその確認などの膨 大な業務を行う必要があり、公開の実施までに多大な日時を 要し、情報公開請求がなされてから公開の実施までの時間が かかりすぎる原因となっている。

県民の知る権利に積極的に応えるためにも、情報公開の実施時期の早期化は必要不可欠な課題である。

(3) 見直しの方向性

情報公開請求がなされた場合、より早期に公開の実施ができるようにするため、証拠書類等が議長に提出された後は、 情報公開請求の有無にかかわらず、可能な限り早期に情報公 開の実施ができるようにするための準備作業を開始する。

このことにより、情報公開請求があった場合、現行に比べて公開の実施時期の早期化が期待できる。

2 収支報告の情報提供について

(1) 現行の取扱い

会派の代表者及び議員は、原則として、政務活動費の交付がなされた翌年度の5月15日までに収支報告書を議長に提出するもの(条例第13条)とされ、議長はこれを5年間保存しなければならないとされている(条例第15条)。

また、収支報告書につき閲覧の請求があったときは、議長はこれを閲覧させなければならないとされている(条例第 16条)。

このため、収支報告書の閲覧を希望する者は、県庁に赴き、 所定の手続を経て閲覧を行う必要がある。

(2) 課題

政務活動費の交付額及び交付の方法並びにその使途などの 制度の概要のほか、政務活動費の支出及び書類の整備等の指 針である「政務活動費の手引き」(以下「手引き」という。) については、神奈川県議会のホームページにおいて公表して いる。

これに対し、収支報告書の内容を確認するには、条例等に

基づく閲覧による手続が必要で、県庁に来庁しなければ見られないという、利便性に欠ける点がある。

このため、収支報告書の内容を他の情報と同様にホームページ上で公表を行うべきかという検討課題がある。

なお、ホームページを用いた公表を行う場合には、県民に わかりやすく提示するという観点からの工夫も求められてい る。

(3) 見直しの方向性

政務活動費の一般的な閲覧開始時期である、政務活動費の 交付がなされた翌年度の7月 15 日に、当該交付のあった政 務活動費の収支報告書の内容を県議会のホームページを用い て公表する。

ホームページでの公表方法については、県民にわかりやすく示すという観点から、収支報告書に記載された支出の科目ごとの内訳やその金額等を掲載し、各会派及び議員の状況がわかるような一覧表として公表する。

なお、ホームページでの公表は、平成 26 年度に交付決定 された政務活動費から行うことが適当である。

3 会計帳簿の取扱いについて

(1) 現行の取扱い

会派の政務活動費経理責任者(以下「経理責任者」という。) 及び議員は、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確 にした会計帳簿を備え置かなければならないものとされている。 そのうえで、証拠書類等の写しは議長への提出義務が課され ているが、会計帳簿については、会派及び議員に保存義務を課 しているものの、議長への提出義務はない。

(2)課題

収支報告書に記載された支出科目中の経費ごとの支出内容と 領収書などの証拠書類等との照合がより容易になることが望ま しい。このこと及び現行の取扱いからすると、政務活動費の透 明性を確保し、その適正性をわかりやすい形で県民に示すとい う観点から、会計帳簿は会派及び議員に保存義務を課すことで 十分といえるのかという検討課題がある。

(3) 見直しの方向性

会計帳簿が政務活動費の支出内容のインデックス機能を有するものであることから、より適正性の確保を図り、かつ、事務

処理の効率化を図るため、会派及び議員が保存する会計帳簿の 写しを議長に提出するものとする。

これらの提出は、収支報告書等の提出期限と同一日までとし、 平成27年4月実施の一般選挙後に交付決定される政務活動費か ら実施することが適当である。

4 支払証明の取扱いについて

(1) 現行の取扱い

手引きでは、領収書やレシートが発行されない電車賃やバス代などのように、支出に係る証拠書類を徴しがたい経費を支出したときや、政務活動費の支出に係る証拠書類の紛失、滅失等により、これを提出できない場合で、支出があったことを推認できる書類等を添付するときは、経理責任者又は議員が、その支払を証明する「支払証明書」の提出をもって、証拠書類等とすることができるという取扱いを認めている。

(2) 課題

支払証明書は、領収書、レシート等と比べ、支出に係る証拠書類としての証明力が低い。

また、会派の経理責任者や支出の当事者である議員がその 支出を証明することは、客観性の担保という観点から適当で はないとの考え方もある。

政務活動費の透明性を向上し、適正性を確保するためにも、 支払証明に係る取扱いは検討課題である。

(3) 見直しの方向性

支払証明書をもって、支出に係る証拠書類等とする取扱いは廃止する。

今後は、電車賃、バス代については、交通系ICカードを使用し、その利用履歴を印字したものを支出に係る証拠書類等とするものとする。

また、領収書等の紛失、滅失等をした場合は、その再発行により対応することとし、仮に、再発行がなされなかったときは、当該支出を政務活動費に係る経費とは認めないものとする。

なお、実施時期は、平成 27 年4月実施の一般選挙後に交 付決定される政務活動費から行うことが適当である。

5 今後の対応について

政務活動費に関わる論点については、様々なものがある。

しかしながら、当連絡会としては、限られた期間の中で、政務活動費の透明性の向上及び適正性の確保を図るため、上記4項目に絞って提言した。

その他の論点については、県議会として今後とも見直すべきものは見直しをしていくことで県民が期待する政務活動費に係る透明性の向上や適正性の確保に努めていく必要がある。

政務活動費連絡会委員名簿

会	派 :	名	委 員 名
自	民	党	桐 生 秀 昭 (座長) 嶋 村 ただし 国 松 誠
民主党	・かながわク	ラブ	齋 藤 健 夫 長 友 よしひろ
公	明	党	小野寺(慎一郎
県	友	会	かとう 正 法
県	政	会	山 本 俊 昭
維	新の	党	飯田満